

第6章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通則

(乗車券類の改札)

第228条 乗車船の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札装置による改札を含む。以下乗車券類の改札及び引渡しについて同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

（注） 第57条第2項第1号及び同条第7項の規定により発売した新幹線の特別急行券及び第58条第2項第1号の規定により発売した新幹線の特別車両券(A)については、駅内に改札の箇所が設置されている場合は、当該改札の箇所が出場の箇所である。

2 前項の規定による外、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。

(乗車券類の引渡し)

第229条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第230条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入缺等を受け、途中下車をする際に、これに途中下車印の押なつを受け、また、乗継をする際に、これを係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第231条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(普通回数乗車券の改札及び引渡し)

第232条 普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入缺を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

第233条 団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第3節 急行券の改札及び引渡し

(急行券の改札及び引渡し)

第234条 急行券を使用する旅客は、急行列車に乗車する際に、その使用する急行券を係員に呈示して入検又は改札を受け、また、下車した際に、使用済みの急行券を係員に引き渡すものとする。

第4節 特別車両券の改札及び引渡し

(特別車両券の改札及び引渡し)

第235条 特別車両券を使用する旅客は、特別車両に乗車する際に、その使用する特別車両券を係員に呈示して入検又は改札を受け、また、その使用を終えたときは、これを係員に引き渡すものとする。

第5節 寝台券の改札及び引渡し

(寝台券の改札及び引渡し)

第236条 寝台券を所持する旅客は、当該寝台車に乗車したときは、直ちに、当該乗車に必要な乗車券及び急行券とともにこれを係員に呈示してその改札を受け、また、その使用を終えたときは、これを係員に引き渡すものとする。

第6節 コンパートメント券の改札及び引渡し

(コンパートメント券の改札及び引渡し)

第236条の2 コンパートメント券を使用する旅客は、コンパートメント個室車に乗車する際に、その使用するコンパートメント券を係員に呈示して入検又は改札を受け、また、その使用を終えたときは、これを係員に引き渡すものとする。

第7節 座席指定券の改札及び引渡し

(座席指定券の改札及び引渡し)

第236条の3 座席指定券を使用する旅客は、当該旅客車に乗車したときは、直ちに、その乗車に必要な乗車券及び急行券とともにこれを係員に呈示してその改札を受け、また、使用を終えたときは、これを係員に引き渡すものとする。